新時代の商標・意匠・不正競争防止法Q&A (第12回)



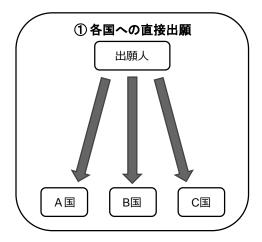
弁護士 吉川 景司 (元·大阪弁護士会 知的財産委員会 委員)

Q 海外の多数の国で意匠権を取得したいと考えていますが、どのような方法がありますか。 また、留意点を教えて下さい。

▲ ※注 以下で「ハーグ協定のジュネーブ改正協定○条」をいう場合には単に「○条」と、「共通規則(Common Regulations)第○ルール」をいう場合には単に「規則○条」と記載し、その他の法令の場合には、例えば「意匠法○条」と記載します。

1. はじめに

外国の意匠権を取得するための方法としては、まず、意匠権の取得を希望する国に対して直接 出願する方法があります(図1の①)。しかし、この方法では、出願時に各国での代理人を探す 必要があることや、各国の言語及び書式で願書を作成しなければならないことから、設問のよう に権利取得を希望する国が多数にわたる場合には、出願時に多くの手間や費用がかかります。こ のような場合には、昨年5月、我が国の国会で締結が承認されたハーグ協定 1 のジュネーブ改正 協定(ジュネーブアクト)に基づく国際出願(図1の②)を利用することが考えられます。



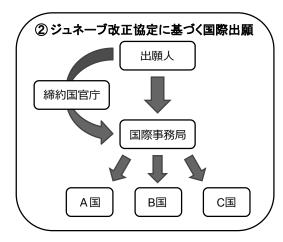


図1:意匠の国際出願における2つのルート

¹ ハーグ協定には、ロンドンアクト (1934年)、ハーグアクト (1960年)、及びジュネーブアクト (1999年) の3つの改正協定があるところ、ロンドンアクトは2010年1月1日に凍結されたため、現在は、ハーグアクト及びジュネーブアクトの2つが機能しています。